

東海発電所保安規定変更認可申請書に対する説明事項の整理について

頁	条項	確認内容	当社の整理	備考
1 34	(保安に関する職務)第6条	・(30)検査グループマネージャーの記載が他プラントと異なる理由	・当社他プラントと同じ表現に修正	・新検査制度対応
2 35		・第3項の「その他関係する部門の長」の部門及び業務を整理し、第3項と第1項・第2項の職務の関係について整理が必要 ・第3項追加の変更理由の適切性	・保安規定には、保安規定に定める保安活動に対応する全ての部門(品質保証、運転管理の章以降で対応する部門)を、保安の組織及び職務に定めている。 ・ただし、当社他プラント(運転炉)の保安規定には、過去の保安規定変更審査において、上記に該当しない組織についても、間接的に発電所の保安活動に係る部門を、上記条項に該当しない「その他関係する部門の長」として保安規定に定め、「組織権限規程」に基づき業務を遂行することを規定している。 ・廃止措置においても、上記の考え方は同様であることから、当社他プラントと同様に定めることとした。 (変更理由は上記踏まえて適切な理由を検討)	
3 38	(原子炉領域の解体の禁止)第11条	・第11条を削除して良い理由 ・変更理由「法改正に伴う削除」の内容	・当時の廃止措置計画において、原子炉領域の解体は届出制であり、原子炉領域の解体の禁止事項については保安規定に定めて、管理することとしていた。 ・今回、以下①②の法改正の状況を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の24第3項(第12条の6第6項を準用)に基づいて、計画の遵守義務もあることから本規定を削除しても保安上問題ないと考え、当社他廃止措置プラントと同様の規定に合わせることを考え、削除した。 ①東海発電所の廃止措置計画に、原子炉領域の解体について原子炉安全貯蔵期間後に実施する旨が本文及び工程に記載されていること ②既に法令が改正され原子炉領域の解体が届出制から認可制になり、①の廃止措置計画が認可されていること (変更理由は上記踏まえて適切な理由を検討)	
4 38 39	(工事の計画及び実施)第12条	・第1項の各号や第3項以降を削除して良い理由 ・工事計画書作成プロセスが変更前後で異なること(運営委員会の審議要否等)の理由 ・変更理由「検査制度の見直しに伴う変更」の適切性	・現在の保安規定は、廃止措置工事に係る工事の計画(件名、時期、場所、工事内容、工事の方法、工程、体制、放射線管理、安全確保対策、放射性廃棄物管理)である。 ・上記の内容は、社内規程(廃止措置工事計画策定要領)に基づく工事計画の作成においても、同じ事項を計画策定することとなっている。 ・これら廃止措置管理に係る事項は保安運営委員会において所長まで審議のうえ、確認することとなっており、運用上問題ない。 ・当社他廃止措置プラント(敦賀)の保安規定を踏まえると、敦賀と同様に運用及び社内規程への規定を実施していることから、保安規定から削除可能と考えた。 (変更理由は上記踏まえて適切な理由を検討)	
5 38 39		・廃止措置管理(第4章)の管理事項	・廃止措置対象施設に関する運用管理及び解体工事に関する事項を定めている。なお、性能維持施設については施設管理で定めている。	
6 39		・第4項の※1は新規条文(※1の「廃止措置計画に基づく」の掛かり方を含む)	・新規条文であることから下線を追加	
7 40	(安全貯蔵措置)第13条	・第1項の各号や第2項以降を削除して良い理由を説明すること ・安全貯蔵措置のプロセスが変更前後で異なること(運営委員会の審議要否等)の理由 ・変更理由「検査制度の見直しに伴う変更」の適切性	・現在の保安規定は、安全貯蔵措置管理するための要領作成及び要領に定める事項を定めている。 ・上記の内容は、社内規程(安全貯蔵措置管理要領)でも策定することとしている。 ・今回、以下①～③の状況及び当社他廃止措置プラント(敦賀)の保安規定を踏まえると、敦賀と同様に運用及び社内規程への規定を実施していることから、保安規定から削除可能と考えた。 ①現在は使用済燃料が搬出され、安全貯蔵中のリスクの上昇がなく、詳細な措置及び運用に関する事項は社内規程に定めている。 ②安全貯蔵の対象範囲及び期間については、廃止措置計画における安全貯蔵中の原子炉領域の解体禁止に係るため明記している。 ③プロセスについては安全貯蔵に関する事項は保安運営委員会の審議のうえ、確認することとなっており、運用上の問題はない。 (変更理由は上記踏まえて適切な理由を検討)	
8 41	(廃止措置中の地震・火災等発生時の対応)第16条	・変更理由の適切性(「記載の適正化」又は「(1)実用炉則の改正に伴うもの」)	・実用炉規則改正が適切 ・今回東海発電所は、実用炉規則改正により、火災発生時の対応について新たに定めたが、初期消火要員については、東海第二発電所と兼務することとなったため、東海第二発電所の変更理由と合わせて記載の適正化とした。	・新検査制度対応別紙①
9 42	(使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理)第17条の2	・本文中の「イ」を全角に変更している理由	・第4章で定める他の条文の記載が全角で統一していることから、この記載ルールに合わせて全角としている。	

	頁	条項	確認内容	当社の整理	備考
10	44	(頻度の定義)第20条の2	・変更前の第25条の位置を修正	・当社他プラントと同様に、頻度の定義は、目的の次に定めるように条文を設定した。	
11	46	(放射能濃度確認対象物の管理)第21条の3	・クリアランスについて、実施者と確認者が同じ「廃止措置廃棄物管理グループマネージャー」で良い理由 ・変更理由(検査の独立性の担保)の適切性	別途説明	・追加説明
12	59~	(施設管理計画)第40条	・「12.設計管理」以降は条番号を変えた方が良いか検討が必要	・「12.設計管理」以降は変更することを検討	記載の適正化
13	75	(記録)第54条	・変更前に「溶接事業者検査の記録」が無い理由	別途説明	・新検査制度対応 ・追加説明

頁：東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の頁数

④廃止措置管理業務における火災時の対応

○保安規定 東海：第16条，東海第二：17条（東海第二発電所は，兼務者を明確化する記載の適正化のみ）

「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその他の附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」の改正での要求事項に基づき記載を充実した。

- ◆ 従来，東海発電所の保安規定では火災発生時の体制の整備について，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその他の附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」の改正で，「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。」と記載されており要求事項がなかったことから自主的に定めた条文であったが，下表の審査基準の改正により要求事項として追加されたため，要求事項に基づき記載を充実した。（なお，敦賀発電所原子炉施設保安規定（第1編 1号炉）は審査基準の要求に沿った記載があるため変更なし）。
- ◆ 記載の充実化にあたっては弊社の廃止措置プラントで整合を取るため，現状取り組んでいる保安活動について敦賀発電所原子炉施設保安規定第1編（1号炉）と同等の規定とした。
- ◆ この際，東海発電所からの燃料搬出により，核燃料物質が存在しないため，溢水・S A・大規模損壊の対応を不要な保安活動として整理している。

○廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準

改正前	改正後
(17) 火災発生時の体制の整備 (中略) ※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。 (以下略)	(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置 (中略) イ 火災 可燃物の管理，消防吏員への通報，消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 (以下略)

○保安規定変更内容

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）
(廃止措置中の地震・火災等発生時の対応) 第16条 各マネージャーは，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じる。 (1) 震度5弱以上の地震が観測 ^{※1} された場合は，地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は， <u>社外関係</u> 機関に通報するとともに，早期消火及び延焼の防止に努め，鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。	(廃止措置中の地震・火災等発生時の対応) 第16条 各マネージャーは，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに， <u>その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</u> (1) 震度5弱以上の地震が観測 ^{※1} された場合は，地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は， <u>消防</u> 機関に通報するとともに，早期消火及び延焼の防止に努め，鎮火後原子炉施設の損傷の有無を確認する。 2. <u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の措置を講じる。</u> (1) <u>安全・防災グループマネージャーは，初期消火活動を行う発電所の要員として，11名以上（東海第二発電所と兼務）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u> (2) <u>安全・防災グループマネージャーは，初期消火活動を行うため，化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。（東海第二発電所と共用）</u> (3) <u>安全・防災グループマネージャーは，発電所における可燃性の持込物の管理方法を定める。</u> (4) <u>廃止措置管理グループマネージャーは，第14条（廃止措置中の巡視）に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。</u> (5) <u>各マネージャーは，震度5弱以上の地震が観測^{※1}された場合は，地震終了後，性能維持施設の火災発生の有無を</u>

東海発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海発電所原子炉施設保安規定（変更後）
(以下略)	<p><u>確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</u></p> <p><u>(6)安全・防災グループマネージャーは、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p>
(以下略)	(以下略)

また、記載の適正化として、東海発電所及び東海第二発電所の初期消火活動を行う要員について、現状の運用にあわせて適正化する。

なお、東海第二発電所の新規制基準への適合に係る保安規定変更においては、新規制基準への適合に係る原子炉設置許可に定める運用を踏まえて、東海発電所及び東海第二発電所の初期消火活動を行う要員は兼務としない。

○保安規定変更内容（東海発電所についても、東海第二発電所と兼務することを同様に記載）

東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更前）	東海第二発電所原子炉施設保安規定（変更後）
<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第17条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う要員として、11名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応)</p> <p>第17条 各マネージャーは、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 安全・防災グループマネージャーは、初期消火活動を行う要員として、11名以上<u>(東海発電所と兼務)</u>を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p>